



令和7年（行コ）第88号

控訴人 [Redacted] 外10名

被控訴人 千代田区長 外1名

控訴理由書

令和7年4月7日

東京高等裁判所第22民事部二い係 御 中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 大 城 聡



同 福 田 隆 行



同 熊 澤 美 帆



同 久 道 瑛 未



第1 はじめに

本件は、イチョウの伐採の可否だけではなく、民主主義を守ることができかが問われている住民訴訟である。「地方自治は民主主義の学校」といわれる。これは地方自治が身近な問題を自分たちの問題として受け止めて、議論し、合意に至っていく場だからである。大日本帝国憲法には存在しなかった「地方自治」の章を日本国憲法が設けたのは、国民主権を掲げる憲法の中で地方自治が重要な意味を持つからである。

しかし、本件では控訴人らが原審で主張・立証してきたように千代田区は長年親しんできたイチョウを含む区道の整備という身近な問題について住民に適切な情報を与えず、議論と合意の機会を与えなかった。そればかりではなく、住民が直接選挙する議員で構成する地方議会（憲法93条）

に対して虚偽の説明を行い、イチョウの伐採を強行している。

原判決の言渡しは令和7年2月6日であったが、その前日である同月5日未明に千代田区は「木守り（きまもり）」を続ける住民を排除して、本訴訟で問題となっているイチョウを伐採した。本件工事区間に残されたイチョウは9本となった。そして、同日午後11時頃には「“伐採賛成派”の男性（町内会幹部）」が「木守り」をしている住民に暴行する事態も発生している（甲C94）。なぜこのような切迫した状況が生じたのか。この記事の中で千代田区の道路公園課の担当者の言葉をみると千代田区の行政に問題があることがわかる。この担当者は「伐採に反対している方々は、区役所の目的が街路樹を切ることだと思っているようですが、実際には神田警察通りに自転車の走行空間を作り、歩道を広げることが一番の目的なのです。そのためには、今あるイチョウをいったん伐採しなければ工事ができません」と答えている。しかしながら、控訴人をはじめとした住民は、イチョウを残した道路整備は可能であるためイチョウを残して道路整備をしてほしいと考えている。このことは令和4年7月7日に区議会が受理した提出者ほか325名の陳情書でも明らかである。同月4日にイチョウの伐採（街路樹の更新）を含む道路整備の早期実現を求める提出者ほか132名の陳情書が区議会に受理されているが、イチョウを残してほしい陳情者の人数のほうが多い。この事実を千代田区の担当者は知っていながら、千代田区の方針と異なる意見は排除しているのである。

さらに、「今あるイチョウをいったん伐採しなければ工事ができません」という言葉は虚偽である。千代田区は区議会でも同様の発言を行い、それが本訴訟の大きな争点の一つとなっている。イチョウを残して道路整備ができることは、既に実施した第1期工事区間でも明らかであり、原審におけるアルマザン慶應義塾大学准教授の意見書（甲C87号証）からも明らかである。このような虚偽の発言が許されれば、住民は正しい情報による判断の機会を奪われる。これは民主主義、地方自治の根幹を揺るがす問題である。

原審は、民主主義、地方自治の根幹を揺るがす問題であること、そして

伐採の強行や木守りする住民への暴行事件が起きているような切迫した状況がなぜ生じたかを理解せず、誤った判断をした。

以下、原判決の争点（争点1～3）ごとに、原判決が不当であることを詳述する。

第2 争点1（樋口区長が本件契約を締結したことが違法か（第1事件関係）について

1 本件議決は、虚偽答弁ないし不正確な説明がされた結果行われたものであるから無効であることについて

(1) 令和3年9月21日の区議会企画総務委員会における虚偽説明について（原判決23頁・第3・1（1）ア）

本件街路樹を伐採しなければ本件工事区間の整備工事ができないとの点（須貝課長の答弁）につき、原判決は、「本件工事区間においては、本件街路樹が現在の場所にあると、歩道及び自転車走行空間を整備することができないものといわざるを得」ない（原判決25頁）と認定し、甲C87号証の1の意見書は、「歩道と自転車走行空間とを区別しないものであるところ、本件整備構想や賑わいガイドラインに掲げられた自転車走行空間が歩道とは区別されたものであることは、歩道と自転車走行空間のイメージ図等の記載から明らかであり、同意見書は、そのような自転車走行空間の整備という本件通りの整備工事的目的……に反し、千代田区の担当者の上記説明とは前提を異にするものである」（原判決26頁）とする。

しかし、原審準備書面（11）においても主張したとおり、神田警察通り沿道まちづくり整備構想（乙3）3頁では、「(2) 神田警察通り沿道地域の主な課題」として「[課題] 歩道が狭く、自転車と歩行者が混在」と記載されている。これが本件工事の目的であって、自転車走行空間と歩行者通行空間を区別しなければいけないものではない。

実際に本件整備構想や賑わいガイドラインに従い既に工事が完了している第I期工事区間においても、歩行者通行空間と自転車走行空間が

区分されていない部分がある（甲C92）。原審の判断は、第I期工事区間において歩行者通行空間と自転車走行空間が区分されている場所が存在するという厳然たる事実と反する。

なお、原審において、原審準備書面（11）に対して被控訴人は第I期工事区間の歩行者通行空間と自転車走行空間が区分されていない部分が本件通りの整備工事に反していた、あるいは本件整備構想や賑わいガイドラインと異なる工事がなされたとの主張は何らなされていない。

さらに、第I期工事区間において歩行者通行空間と自転車走行空間が区分されている場所については、歩行者通行空間に街路樹と点字ブロックがあり、ツリーサークルを避けてベビーカー等が歩道上を通るには狭く（甲C92写真②、写真⑤参照）危険な状態となっている（歩行者通行空間と自転車走行空間を区分しないで工事が実施された写真③の状態であれば通行可能）。

したがって、本件工事の目的の一つである「自転車走行空間」の確保は、歩行者通行空間と区分した専用の自転車走行空間に限定されておらず、歩行者通行空間とは別に自転車走行空間を確保することは前提となっていないから甲C87号証の1の意見書の代替案（A案・B案）は何ら前提が異なることはない。

そして、意見書の代替案（A案・B案）は、停車帯を確保した場合でも2.0m以上の歩道の有効幅員が確保できる。歩道の有効幅員、停車帯・パーキングメーターの設置を前提としても意見書の代替案（A案・B案）で示したように既存のイチョウを伐採しないで道路整備は可能である。

よって、歩行者通行空間と自転車走行空間を分けて確保することを前提として、「本件工事区間においては、本件街路樹が現在の場所にあると、歩道及び自転車走行空間を整備することができない」と判断した原判決は誤りである。

さらに、原審原告準備書面（11）において主張したとおり、歩行者

通行空間と自転車通行空間を区分しても既存の街路樹を伐採しないで道路整備可能である。原審は、この点について何ら判断していない誤りもある。

- (2) 10か年にわたって議論し、共通理解が図られているとの答弁（印出井部長の答弁）について（原判決26頁・第3・1（1）イ）

原判決は、「上記説明は、……その文脈上、いずれも本件通りの整備全般について説明しているものであることが明らかであり、本件街路樹の伐採のみについて説明しているものとは解されない」（原判決27頁）とする。

しかし、控訴人らは、「伐採のみについて説明している」かどうかを問題にしているわけではない。印出井部長の答弁は、「やはり樹木に対して、様々な思い、ご意見を持たれる方、多くいるんだろうなと思うんですけれども」と本件街路樹の伐採に関して、多くの住民が様々な思いをもっていることを認識している旨述べたうえで、10年間の議論のなかで本件街路樹の伐採についても理解が得られているとしている。

そもそも、被控訴人や原判決は、「本件工事区間に置いては、本件街路樹が現在の場所にあると、歩道及び自転車走行空間を整備することができない」から、本件工事には本件街路樹の伐採が必須であるとの前提に立っている（原判決25頁）。そうであるとすれば、上記各答弁は、本件街路樹の伐採について十分議論がなされ、共通理解が図られているのだと述べたものである。

また、原判決は、「本件協議会……を中心として、約10年にわたって様々な議論が続けられてきた」（原判決27頁）とするが、原審原告準備書面（5）においても主張したとおり、神田警察通り沿道整備推進協議会は、区の基準である「千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準」の第13条で定める会議録等の公開に違反し、長年にわたり、議事録を公開してこなかった。令和4年3月に沿道住民が初めて参加しての第19回協議会の議事録がようやく公開され、

第1回からの議事録公開はさらにその後であった。すなわち、印出井部長が話す「10か年にわたって」の期間、協議会の議事録は住民に公開されることなく、秘密裏に行われきた。

したがって、現に地域住民の間で共通理解が図られている状況ではない以上、虚偽の説明であったと言わざるを得ない。

(3) 対立にならないような形で進めていきたい旨の答弁（原判決27頁・第3・1（1）ウ）

原判決は、「千代田区は、……説明会やホームページで本件工事に係る説明をするのみならず、本件工事を一時的に中止しつつ、本件街路樹の伐採に反対する守る会の会員等との間で3回にわたり意見交換を実施するなどして意見の対立の解消を図っていたものであり、上記説明が虚偽のものであったとは認められない」（原判決28頁）とする。

「3回にわたり意見交換を実施」とは、令和4年1月28日、同年3月10日、同年4月9日の3回のことを意味している（原判決15頁）。

また、令和4年4月25日（甲C57の1）、令和6年2月（甲C58の1、2）には、住民が陳情書や要望書を提出しているが、被控訴人は何ら応答をしていない。

(4) 令和2年12月25日の区議会企画総務委員会における、藤井教授の意見の取扱について（原判決28頁・第3・1（1）エ）

原判決は、「同資料は、……各学識経験者がいずれの見解に立っているか読みづらいところが」あることを認めつつ、「上記資料の記載は、上記委員会における審議、ひいては本件議決の有効性を左右するものとは認められ」ない（原判決28頁）としている。

しかし、藤井教授自身が、「小生が問題にしているのは、前記のように残置案と更新案に対する小生の意見が並記されていることで、この記述方法によって小生の両案に対する評価が同程度と受け取られることです」としていることに加え、「意見聴取対象者に聴取結果を確認して

いないために、……不正確な記述が多くあり、小生を含む専門家の意見が上記企画総務委員会や協議会に正確につたわっていませんでした」と述べている（甲C53）。

甲A21号証は、各専門家の意見を1行～2行という極めて短い文章に要約したものであり、しかも、各要約が各専門家の意見に合致しているかを確認していない。それを「街路樹についての学識経験者の意見」として配布することは、極めて恣意的であると言わざるを得ない。

2 本件契約の締結には裁量権の範囲の逸脱又は濫用があること（原判決28頁・第3・1（2））

原判決は、前提に誤りがないとの判断に基づいて結論を述べているところ、上記1記載のとおり、前提に誤りが存在する。

また、原判決は、「本件工事において、本件街路樹32本のうち移植可能と判断された2本は千代田区内の別の場所に移植されることや、その余の30本中22本はそもそも健全な状態ではなかったことを考慮すれば、……本件街路樹を可能な範囲で有効に活用したということが出来るものである」とする（原判決30頁）。

しかし、そもそもこの樹木の診断は、原判決が前提事実（4）シで認定したように「移植適性診断」である。移植の適性に関する診断であり、この診断で「健全」ではないから伐採が必要というものではない。原審はこの点で「移植適性診断」の結果の取扱いを誤っている。

3 本件工事決定に至る手続について

原判決は、「本件工事の決定に至る手続に置いて、住民の意向の聴取や反映が、本件契約締結の違法をもたらす程度に不十分であったとは認められず、他にそのような評価を可能とする事情を認めるに足りる的確な証拠はない」（原判決31～32頁）とする。

まず、原判決は、本件協議会や区議会企画総務委員会において「説明して意見を聴取し、これを踏まえて随時方針を修正しつつ手続を進めてき

た」こと、同委員会は住民が傍聴したり議事録の閲覧ができたことを、住民の意向聴取や反映に生かされているものと判断している。

第3 争点2（被告課長が大林道路に対し、本件残代金を支出することが違法か（第1事件関係））について

原判決は、争点1について誤った判断をした結果、争点2について何らの判断を行っていない点で、不当である。

第4 争点3（被告課長が大林道路に対し、本件約款19条に基づき、本件工事を一時中止する旨の通知を行わないことが「財産の管理を怠る事実」に該当するか。該当するとして、当該怠る事実が違法か（第2事件関係））について

原判決は、「本件工事を含む本件通りの整備工事は、……千代田区が本件通りの整備等を整え、公共の用に供するという道路管理行政の見地からする道路行政担当者としての行為（判断）であって、本件通りやそこに植栽された本件街路樹の経済的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらない」（原判決33頁）とする。

原判決が示すとおり、財務会計上の財産管理行為当たるか否かの判断にあたっては、当該行為の目的、すなわち、当該行為が、対象物の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とするか否かが重視される（最一小判平成2年4月12日）。

本件街路樹の伐採は、本件工事を含む本件通りの整備工事の一貫として行われているものの、本件街路樹の経済的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的としている。神田警察通り沿道賑わいガイドライン（甲1）のうち「（1）歴史・学術ゾーンのガイドライン」では、「歴史・学術ゾーン」における「教育・学術施設や知的産業の集積やゆとりある敷地などによる落ち着きと風格を生かし・・・穏やかな賑わいが感じられるゾーンとして育成していく」ことが本件街路樹が存在する

地域のガイドラインとされている。当該ガイドライン中では、「①街路樹と沿道緑地の強調による緑の十字骨格の創出」（12頁）として、「豊かに育った既存の街路樹を活用する」と記載されており、まさに、教育・学術施設と知的産業による賑わい創出のために既存の街路樹の当該地域における地域ブランドやイメージの創出、ひいては地元の商業活動の活性化に寄与するという経済的価値の維持・保全を図ることが重要視されている。

原判決も認定するように、本件工事を含む本件通りの整備工事の目的には、「街路樹の整備」が目的とされているのであり、街路樹の整備はすなわち、上記のとおりその街路樹が有する経済的価値の維持・保全を意味する。よって、本件ガイドラインに基づく本件街路樹の経済的価値を重視する目的を無視して、道路管理行政上の行為と認定することは、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とする住民訴訟の制度趣旨に反する。

以上のとおり、本件街路樹の伐採は、「経済的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする」財産管理行為である。

第5 結論

以上のとおり、原判決には重大な誤りがあるため取り消されるべきである。

以上